

第 2 回 大町市・八坂村・美麻村合併協議会 次第

日時 平成 16 年 2 月 27 日 (金)

午前 10 時から

会場 大町市役所西会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

県内の状況について

4 協議事項

- 議題 1 合併の方式について (協議項目 1)
- 議題 2 新市の事務所の位置について (協議項目 4)
- 議題 3 財産の取扱いについて (協議項目 5)
- 議題 4 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (協議項目 6)
- 議題 5 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
(協議項目 7)

- 議題 6 新市建設計画について (協議項目 13)
- 議題 7 町名、字名の取扱いについて (協議項目 18)
- 議題 8 財産区の取扱いについて (協議項目 20)
- 議題 9 各種事務事業の取扱いについて (協議項目 25 - A)
総務部会関係 1 件
- 議題 10 各種事務事業の取扱いについて (協議項目 25 - D)
保健福祉医療関係 19 件
- 議題 11 各種事務事業の取扱いについて (協議項目 25 - H)
教育部会関係 2 件
- 議題 12 小委員会での協議について

5 その他

(1) 第 3 回協議会及び住民懇談会について

平成 16 年 3 月 24 日 (水)

協議会 午後 3 時 30 分 美麻村ぼかぼかランド美遊

住民懇談会 午後 7 時 美麻村ぼかぼかランド美遊

6 閉 会

市町村合併の検討の動き

【報道等による】H16. 2.10 現在

合併市町村	合併関係市町村	設置日	人口(国調)	備 考
千 曲 市	更埴市・戸倉町・上山田町	15.9.1	64,549 人	県内市町村数 (120 118 : 町 36 34)

法定合併協議会	1 0 協議会 (県内市町村数 : 3 3 (県外 1))	重点支援地域指定 1 0 地域 (3 3 市町村)
任意合併協議会	1 2 協議会 (県内市町村数 : 3 5)	重点支援地域指定 7 地域 (2 1 市町村)
計	2 2 協議会 (県内市町村数 : 6 8 (県外 1))	重点支援地域指定 1 7 地域 (5 4 市町村) (千曲市含めると 1 8 地域 (5 5 市町村))

法定合併協議会

地域区分	関 係 市 町 村	設置日	任意協 設置日	重点支援 地域指定	備 考
上小・佐久	東部町、北御牧村 (新市名：東御市 ^{とうみし})	14. 9.17		14. 9.30	15. 8.20 合併調印・合併議決 15. 8.21 知事に廃置分合申請 15.10.20 廃置分合知事決定 15.11. 7 官報告示 16. 4. 1 東御市発足 (予定)
木 曾	山口村、岐阜県中津川市	15. 1. 6	14. 6. 7	15. 1.24	
木 曾	木曾福島町、上松町、木祖村、 日義村、開田村、三岳村、王滝村	15. 5.14	14. 8. 9	14. 8.30	
松 本	松本市、四賀村	15. 7. 1	14. 5.25	14. 6.18	
松本・木曾	塩尻市、檜川村	15.10. 1	14. 8.22	14. 8.30	
松 本	本城村、坂北村、麻績村、坂井村	15.10.24	14. 6. 6	14. 8. 9	
佐 久	佐久市、臼田町、浅科村、望月町	15.12.22	14. 8.26	15.12.22	H15.9.26 御代田町が離脱、H15.12.22 望月町 が加入
長 野	長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、 鬼無里村	15.12.22	14.12.25 15. 4.17	15. 2. 4 15. 6 .6	2 協議会を統合
大 北	大町市、八坂村、美麻村	16. 2. 1	15. 3.15	15. 7. 3	
長 野	信州新町、小川村、中条村	16 .2.10	15 .3.24	15 .9 .8	

任意合併協議会

地域区分	関 係 市 町 村	設置日	重点支援 地域指定	備 考
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町	14.10.24		H15.12.24 富士見町、原村が離脱
松 本	豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町	14.12.23	15. 1.28	
上 小	上田市、丸子町、真田町、武石村	14.12.24	15. 1.15	
長 野	牟礼村、三水村	14.12.24	15. 1.15	
佐 久	佐久町、八千穂村	15. 4.10	15. 5. 9	
木 曾	南木曾町、大桑村	15. 6.24	15. 7.18	
松 本	松本市、波田町、奈川村、安曇村、梓川村	15. 7.25		松本市は四賀村とも協議
下 伊 那	飯田市、喬木村、上村、南信濃村	15. 8.12	15. 9.19	
大 北	白馬村、小谷村	15.10. 1		
北 信	中野市、豊田村	15.11.18	15.11.18	
下 伊 那	松川町、大鹿村	15.12. 1		
長 野	須坂市、高山村	15.12.24		

任意合併協議会準備会等

地域区分	関 係 市 町 村	取 組 状 況
北 信	飯山市、木島平村、野沢温泉村	15. 2. 6 飯山市・木島平村・野沢温泉村合併問題研究会を設置 16. 1.23 休止
	1 準備会 (3 市町村)	

協議会の解散

地域区分	関係市町村	状 況	備 考
上 小	長門町、武石村、和田村	14.12.3 任意協設置 15.7.31 解散、重点支援地域指定解除	武石村離脱
長 野	更埴市、戸倉町、上山田町	14.8.31 法定協設置 15.8.31 解散	15.9.1 合併
北 信	中野市、山ノ内町、豊田村	14.11.30 任意協設置 15.11.18 解散、重点支援地域指定変更	山ノ内町離脱
上 伊 那	伊那市、高遠町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、長谷村	15.1.23 任意協設置 15.12.31 解散、重点支援地域指定解除	辰野町、箕輪町、南箕輪村離脱
上 伊 那	駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村	15.3.24 任意協設置 15.12.31 解散	宮田村離脱、飯島町、中川村の住民アンケートで反対票が賛成票を上回った。
計	5 協議会【合併1 その他4（うち「枠組みを変更して新たに協議会を設けたもの」1）】		

法定・任意合併協議会の設置状況

(平成16年2月10日現在)

長野市・大岡村・豊野町・戸隠村・鬼無里村

H14.12.25、H15.4.17 任意
H15.12.22 法定 (2協議会を統合)

白馬村・小谷村

H15.10.1 任意

信州新町・小川村・中条村

H15.3.24 任意
H16.2.10 法定

H15.9.1 設置

更埴市・戸倉町・上山田町

大町市・八坂村・美麻村

H15.3.15 任意
H16.2.1 法定

本城村・坂北村・麻績村・坂井村

H14.6.6 任意
H15.10.24 法定

豊科町・穂高町・三郷村・

堀金村・明科町
H14.12.23 任意

松本市・四賀村

H14.5.25 任意
H15.7.1 法定

松本市・波田町・

奈川村・安曇村・梓川村
H15.7.25 任意

塩尻市・楢川村

H14.8.22 任意
H15.10.1 法定

南木曾町・大桑村

H15.6.24 任意

中津川市・山口村

H14.6.7 任意
H15.1.6 法定

飯田市・喬木村・

上村・南信濃村
H15.8.12 任意

牟礼村・三水村

14.12.24 任意

中野市・豊田村

H15.11.18 任意

須坂市・高山村

H15.12.24 任意

上田市・丸子町・真田町・

武石村
H14.12.24 任意

東部町・北御牧村

H14.9.17 法定
H15.11.7 官報告示
H16.4.1 東御市発足 (予定)

佐久市・白田町・浅科

村・望月町
H14.8.26 任意
(H15.9.26 御代田町離脱)
H15.12.22 法定
(H15.12.22 望月町加入)

佐久町・八千穂村

H15.4.10 任意

岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町

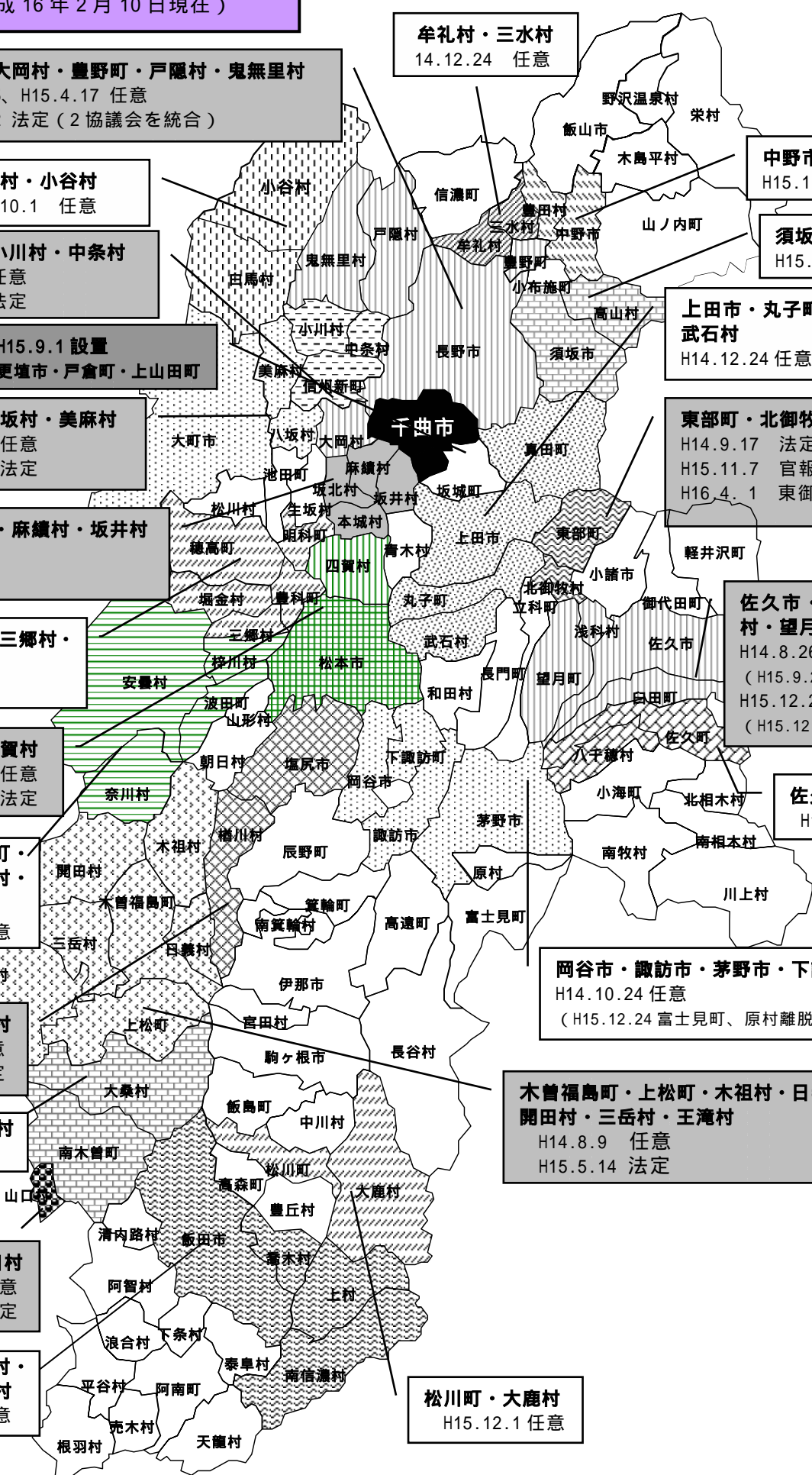
H14.10.24 任意
(H15.12.24 富士見町、原村離脱)

木曾福島町・上松町・木祖村・日義村・

開田村・三岳村・王滝村
H14.8.9 任意
H15.5.14 法定

松川町・大鹿村

H15.12.1 任意



合併の方式について(協議項目1)

合併の方式について、次のとおり提案する。

八坂村及び美麻村の区域を、大町市の区域に編入する編入合併とする。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 合併の方式	関係項目	
調整の内容	八坂村及び美麻村の区域を、大町市の区域に編入する編入合併とする。		

項目	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村を廃して、その区域に新たに1つの市町村を置くこと。	1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてのその身分を失う。
議会議員の身分	原則としては、合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任される。 定数特例 法定上限数の2倍まで定数増が可能 在任特例 合併前の議員の任期を2年まで延長可能	原則としては、編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。(定数が増加する場合は増員選挙) 定数特例 人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することが可能。 在任特例 編入される市町村の議員は、編入する市町村の議員の任期まで在任が可能
農業委員の身分	原則としては、合併と同時にすべての農業委員がその身分を失い、新しい市町村により選挙等で選任される。 選挙による農業委員は、10～80人の範囲で1年まで在任することができる。	原則としては、編入する市町村の農業委員の身分に変更はなく、編入される市町村の農業委員はその身分を失う。 編入される市町村の選挙による農業委員は40人までの範囲で、編入する市町村の農業委員の任期まで在任することができる。
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
特別職の取扱い	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 (一部の行政委員会に特別選任手続が定められている。)	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。(合併に伴い必要な改定を行う)
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る建設計画、又は編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

先進事例

[新設合併]

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	旧市町村名
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
東京都	西東京市	新設	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町 甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町
山口県	周南市	新設	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
岐阜県	瑞穂市	新設	H15. 5. 1	穂積町、巢南町
長野県	千曲市	新設	H15. 9. 1	更埴市、上山田町、戸倉町
山梨県	富士河口湖町	新設	H15.11.15	河口湖町、勝山村、足和田村
三重県	いなべ市	新設	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
岐阜県	飛騨市	新設	H16. 2. 1	古川町、河合村、宮川村、神岡町
岐阜県	本巣市	新設	H16. 2. 1	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村

[編入合併]

都道府県名	新市町村名	方式	合併年月日	旧市町村名
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11. 1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村
千葉県	野田市	編入	H15. 6. 6	野田市、関宿町
新潟県	新発田市	編入	H15. 7. 7	新発田市、豊浦町
愛知県	田原市	編入	H15. 8.20	田原町、赤羽根町

* 平成 11 年から、平成 16 年 2 月 1 日まで

長野県内の状況

協 議 会 名	設置時期		方式
東部町・北御牧村合併協議会	14. 9.17	法定	新設
中津川市・山口村合併協議会	15. 1. 6	法定	編入
木曾町合併協議会	15. 5.14	法定	新設
松本市・四賀村合併協議会	15. 7. 1	法定	編入
塩尻市・榑川村合併協議会	15.10. 1	法定	編入
本城村・坂北村・麻績村・坂井村合併協議会	15.10.24	法定	新設
佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会	15.12.22	法定	(新設)
長野地域合併協議会	15.12.22	法定	編入
大町市・八坂村・美麻村合併協議会	16. 2. 1	法定	(編入)
信州新町・小川村・中条村合併研究協議会	16. 2.10	法定	新設
諏訪地域6市町村任意合併協議会	14.10.24	任意	新設
安曇野地域任意合併協議会	14.12.23	任意	新設
上田市・丸子町・真田町・武石村任意合併協議会	14.12.24	任意	新設
牟礼村・三水村任意合併協議会	14.12.24	任意	新設
佐久町・八千穂村任意合併協議会	15. 4.10	任意	新設
木曾南部任意合併協議会	15. 6.24	任意	新設
松本西部任意合併協議会	15. 7.25	任意	編入
飯田市・喬木村・上村・南信濃村任意合併協議会	15. 8.12	任意	編入
白馬村・小谷村任意合併協議会	15.10. 1	任意	新設
中野市・豊田村任意合併協議会	15.11.18	任意	新設
松川町・大鹿村任意合併協議会	15.12. 1	任意	編入
須坂市・高山村任意合併協議会	15.12.24	任意	

新市の事務所の位置について(協議項目4)

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置は、大町市大字大町 3887 番地とする。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	4 新市の事務所の位置	関係項目	
調整の内容	新市の事務所の位置は、大町市大字大町 3887 番地とする。		

現 況			調整の具体的内容
大町市	八坂村	美麻村	
大町市役所 ・住所 大町市大字大町 3887 番地 ・施設規模 地上 3 階 ・敷地面積 21,438.26 m ² ・延床面積 9,155.00 m ² ・駐車場 92 台 ・竣工 昭和 52 年 6 月	八坂村役場 ・住所 北安曇郡八坂村 1108 番地 1 ・施設規模 地上 3 階 ・敷地面積 5,365.0 m ² ・延床面積 1,783.7 m ² ・駐車場 70 台 ・竣工 昭和 50 年 10 月	美麻村役場 ・住所 北安曇郡美麻村 11399 番地 ・施設規模 地上 2 階 ・敷地面積 1,870 m ² ・延床面積 669 m ² ・駐車場 30 台 ・竣工 昭和 37 年 3 月	

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあつては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支 所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

財産の取扱いについて(協議項目5)

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

大町市、八坂村、美麻村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

平成16年2月27日提出

大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	5 財産の取扱い	関係項目	
調整の内容	大町市、八坂村、美麻村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。		

現況（平成14年度決算）			調整の具体的内容
大町市	八坂村	美麻村	
【財産】 公有財産 ・土地 11,584,752 m ² ・建物 162,020 m ² （市役所庁舎、学校、保育園、福祉施設等） ・山林 面積 6,383,107 m ² 立木蓄積量 69,684 m ³ ・物権 温泉利用権 706ℓ /分 ・有価証券 株券 12,250,000 円 ・出資による権利 （別紙1） 物品 庁用車等 債権 基金 （別紙2）	【財産】 公有財産 ・土地 339,558 m ² （区有地分を含む） ・建物 35,063 m ² （役場庁舎、学校、保育園、福祉施設等） ・山林 面積 304,561 m ² ・物権 ・有価証券 株券 25,000,000 円 ・出資による権利 （別紙1） 物品 庁用車等 債権 基金 （別紙2）	【財産】 公有財産 ・土地 1,283,532 m ² ・建物 32,912 m ² （役場庁舎、学校、保育園、福祉施設等） ・山林 252,034 m ² ・物権 ・有価証券 ・出資による権利 （別紙1） 物品 庁用車等 債権 基金 （別紙2）	現況の数値は平成14年度決算時のもの記載した参考資料です。実際に新市に引き継ぐものは、合併日前日の時点で3市村の所有する財産等を引き継ぐこととなります。
【債務】 地方債・企業債残高等 （別紙3）	【債務】 地方債・企業債残高等 （別紙3）	【債務】 地方債・企業債残高等 （別紙3）	

別紙1(出資による権利)

大町市		八坂村		美麻村	
出資による権利		出資による権利		出資による権利	
	平成14年度末残高		平成14年度末残高		平成14年度末残高
大町市土地開発公社	5,000千円	長野県農業信用基金協会	440千円	社会福祉協議会出資金	1,300千円
農業近代化資金債務保証	880千円	大北地域ふるさと市町村圏基金	40,138千円	大北地域ふるさと市町村圏基金	39,876千円
農業一般資金債務保証	3,810千円			その他	5,848千円
長野県信用保証協会	8,066千円				
森林組合	7,536千円				
長野県労働者信用基金協会	906千円				
長野県国民年金福祉協会	30千円				
長野県緑の基金	1,700千円				
高瀬広域水道企業団	17,500千円				
財団法人長野県テクノ財団基金	13,940千円				
大北地域ふるさと市町村圏基金	369,696千円				
合 計	429,064千円	合 計	40,578千円	合 計	47,024千円

別紙2(基金)

大町市		八坂村		美麻村	
条例により設置		条例により設置		条例により設置	
	平成14年度末残高		平成14年度末残高		平成14年度末残高
大町市財政調整基金	1,348,664千円	八坂村財政調整基金	163,712千円	美麻村財政調整基金	225,441千円
大町市減債基金	396,795千円	八坂村地域福祉基金	87,610千円	美麻村減債基金	83,422千円
大町市公共施設等整備基金	32,134千円	八坂村土地開発基金	47,358千円	美麻村公共施設等整備基金	233,736千円
大町市長寿社会福祉基金	214,492千円	八坂村減債基金	21,417千円	美麻村福祉基金	80,009千円
大町市交通災害遺児等就学援助基金	8,722千円	八坂村人材育成基金	16,030千円	美麻村土地開発基金	72,741千円
大町市老人援助基金	3,778千円	八坂村公営住宅管理基金	3,907千円	美麻村国保支払準備基金	30,916千円
大町市心身障害児母子通園援助基金	1,746千円	八坂村活力と魅力ある村づくり基金	36,614千円	美麻村温泉宿泊施設整備基金	5,202千円
大町市国民健康保険財政調整基金	139,540千円	八坂村ふれあい通信基金	2,125千円	美麻村医師確保基金	5,088千円
大町市公共下水道施設整備基金	206,380千円	八坂村ふるさとの水と土保全基金	6,543千円		
大町市土地開発基金	163,807千円	八坂村国民健康保険基金	60,226千円		
大町市ふるさとの水と土保全基金	30,000千円	八坂村国民健康保険診療所基金	3,420千円		
大町市小・中学校施設整備基金	500,108千円	八坂村営水道基金	1,378千円		
大町市退職手当基金	289,605千円	八坂村農業集落排水事業基金	3,098千円		
大町市笑顔と元気あふれるまちづくり基金	78,682千円				
大町市北アルプス山麓仁科の里整備基金	487,952千円				
大町市水力発電施設周辺地域交付金基金	90,001千円				
合 計	3,992,406千円	合 計	453,438千円	合 計	736,555千円

別紙3 (地方債・企業債残高等)

大町市	八坂村	美麻村
平成14年度末 地方債・企業債残高	平成14年度末 地方債・企業債残高	平成14年度末 地方債・企業債残高
35,407,290千円	5,158,738千円	5,049,075千円
(一般会計) (16,254,674千円)	(一般会計) (3,811,144千円)	(一般会計) (4,283,583千円)
(病院事業) (5,743,011千円)	(簡易水道) (542,496千円)	(国民健康保険直診勘定) (85,215千円)
(水道事業) (2,941,377千円)	(農業集落排水事業) (805,098千円)	(簡易水道) (638,277千円)
(温泉引湯事業) (100,000千円)		(宅地造成) (42,000千円)
(住宅新築資金等貸付) (23,373千円)		
(公共下水道) (9,722,730千円)		
(農業集落排水事業) (622,125千円)		
平成14年度末 債務負担行為額	平成14年度末 債務負担行為額	平成14年度末 債務負担行為額
665,369千円	0千円	17,653千円
(アーケード改築負担金) (246千円)		(村有林事業の資金融資に関する損失補償) (4,098千円)
(北部特養老人ホーム建設費償還負担金) (235,952千円)		(安曇病院増改築工事補助金) (500千円)
(老人保健施設建設費償還負担金) (250,513千円)		(地域防災計画策定事業) (2,480千円)
(安曇病院増改築工事借入金償還補助金) (6,400千円)		(第4次 美麻村総合計画策定) (1,575千円)
(身障者療護施設建設資金借入金償還) (33,328千円)		(公共土木施設災害復旧事業) (3,000千円)
(法定外公共物譲与申請業務委託事業) (15,600千円)		(林道施設災害復旧事業) (6,000千円)
(安曇病院精神病棟改築工事借入金償還補助金) (29,280千円)		
(工場等誘致振興条例による助成金) (11,000千円)		
(市営大原団地建替事業) (83,050千円)		

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協議項目6)

議会の議員の定数及び任期の特例の取扱いについて、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、八坂村、美麻村の議会の議員は、大町市の議会の議員の残任期間である平成19年4月29日まで在任する。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、八坂村、美麻村の議会の議員は、大町市の議会の議員の残任期間である平成19年4月29日まで在任する。		

1 新設合併の場合

区分	合併特例法の特例を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口5万人未満の市 26人 *人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の上限数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 *合併後の人口が 5万人未満の市の場合＝26人 2倍を超えない範囲 26人×2＝52人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）		

2 編入合併の場合

区 分	合併特例法の特例を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	編入する市町村議会の議員は在任し、編入される市町村議会の議員は失職する。	編入する市町村議会の議員は在任し、編入される市町村議会の議員は失職する。	編入される市町村議会の議員が、編入する市町村議会の議員の残任期間にあわせて在任することができる。
2 任 期	編入する市町村の議会の議員の任期	編入する市町村の議会の議員の任期	編入する市町村の議会の議員の任期
3 定 数		<p>編入する市町村の条例定数（合併前の定数）に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数とし、編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。また、次の一般選挙による議員の任期まで、この特例による定数増が可能。</p> <p>定数 八坂村 $22 \text{ 人} \times 1,257 \div 31,011$ 1 人 美麻村 $22 \text{ 人} \times 1,282 \div 31,011$ 1 人</p> <p>上記の合計数に、旧定数（合併前の定数）を加えた数をもって合併市町村の議会の議員定数とする。この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。（合併特例法第 6 条第 2 項）</p>	<p>地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第 91 条の規定に至るまで減少する。また、次の一般選挙による議員の任期まで、定数特例による定数増が可能。</p>
4 選 挙 期 日	選挙を行わない。（ただし、議員定数が増加する場合は、増員選挙を行う事由が生じた日から 50 日以内に増員選挙を行う。）	増員選挙を行う事由が生じた日から 50 日以内 （公職選挙法第 34 条）	選挙を行わない。

議会議員の定数及び任期に関する法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行＞

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人

（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第67号）

（議会の議員の定数に関する特例）（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条 **新たに設置された合併市町村**にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 **他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村**にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が**編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口**（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）**を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数**（以下「旧定数」という。）**に乗じて得た数**（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）**の合計数を旧定数に加えた数**（以下「編入合併特例定数」という。）**をもつてその議会の議員の定数とすることができる。**ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第 15 条第 6 項及び第 8 項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第 2 項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第 18 条第 1 項中「第 15 条第 6 項」とあるのは「第 15 条第 6 項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 3 項」と、同法第 111 条第 3 項中「地方自治法第 91 条第 5 項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第 2 条第 1 項の市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第 2 項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第 91 条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
(第 6 項～第 8 項は記載省略)

(議会の議員の在任に関する特例)

第 7 条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第 91 条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第 3 項において準用する前条第 5 項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 2 年を超えない範囲で当該協議で定める期間。
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

(第 2 項～第 4 項は記載省略)

公職選挙法(昭和25年 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条 (第1項、第2項、第3項は記載省略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項～第5項、第7項、第9項は記載省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 (第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第34条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第114条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第116条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。

(第2項～第6項は記載省略)

(議員又は長の欠けた場合等の通知)

第111条(第1項、第2項は記載省略)

3 地方自治法第91条第5項の規定により市町村の議会の議員の定数を増加した場合においては、当該条例施行の日から5日以内にその市町村の議会の議長から当該市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

公職選挙法施行令(昭和25年 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協議項目7)

農業委員会の委員の定数及び任期の特例の取扱いについて、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、八坂村、美麻村の農業委員会の選挙による委員は、大町市の農業委員会の委員の残任期間である平成18年4月8日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、八坂村、美麻村の農業委員会の選挙による委員は、大町市の農業委員会の委員の残任期間である平成18年4月8日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。		

現況			備考
大町市	八坂村	美麻村	
<ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 22名 ・法第12条第1項の委員 2名 ・法第12条第2項の委員 5名 ・任期15年4月9日～18年4月8日 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 10名 ・法第12条第1項の委員 1名 ・法第12条第2項の委員 2名 ・任期14年7月20日～17年7月19日 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 8名(欠員2名) ・法第12条第1項の委員 1名 ・法第12条第2項の委員 1名 ・任期14年7月20日～17年7月19日 	<p>検討経過</p> <p>第6回任協(15.8.29)確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併方式が決定次第、3市村の農業委員会の検討を経て決定する。 <p>第8回任協(15.11.6)確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併方式は、編入合併とする。 <p>第11回任協(16.1.20)確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併特例法の規定による在任特例を適用する。
<p>農業委員任期の特例についての 大町市農業委員会の意見(12月24日開催)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 八坂村・美麻村の農業委員会での意見をふまえて検討。 2. 議会議員の在任特例に準じて、農業委員も在任特例を適用することが適切ではないか。 	<p>農業委員任期の特例についての 八坂村農業委員会の意見(11月27日開催)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 村会議員も在任特例を適用することとなったので、同様に農業委員も在任特例を適用することが適切である。 2. 在任特例を適用しないと、合併後1年間は、大町市の現委員のみとなり、八坂と美麻地区の状況を理解している委員がいなくなり、農地法関係の事務処理に支障をきたす恐れがある。 3. 合併後も地域の実情や特性を承知している委員が必要である。 4. 合併により行政経費の削減を図らなければならないが、農業委員会交付金は農家数や、農地面積により配分される。合併後は八坂と美麻分が上乘せされ新市に交付されるので、財政的にも在任特例を適用しても問題がないと思われる。 <p>委員全員の賛成により「在任特例を適用する」よう大町市農業委員会ならびに合併協議会で検討いただくことで決定した。</p>	<p>農業委員任期の特例についての 美麻村農業委員会の意見(12月12日開催)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在任特例の適用について検討をされたい。 2. 農業委員会の定数については、今後の農業委員会交付金の見直し、定数改正等も視野に入れて検討する必要がある。 3. 任期の特例や定数については、行政改革の観点からも検討する必要がある。 4. 合併方式が編入と決定したことから、在任特例については編入する大町市で決定すべきであり、編入される側が条件として提示するような事項ではないと考える。 5. 農業委員が地域振興に果たす役割は今後も大きくなるため、地域の事情をわかる委員は必要と考える。 <p>委員会としての意見集約はせず、出された意見を伝えることとする。</p>	

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）

（設置）

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人から 40 人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（昭 29 法 185・昭 32 法 72・昭 55 法 67・平 11 法 87・一部改正）

（選任による委員）

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合組合ごとに推薦した委員（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各 1 名

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 名以内

（委員の任期）

第 15 条 選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第 19 条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第 12 条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第 12 条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（昭 29 法 185・昭 32 法 72・一部改正）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第 2 条 法第 3 条第 5 項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては 360 ヘクタール、都府県にあつては 90 ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10 アール(北海道にあつては、30 アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

(昭 32 政 131・追加、昭 38 政 171・昭 41 政 90・昭 55 政 221・平 10 政 176・平 11 政 416・一部改正)

市町村の合併に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

新市建設計画について(協議項目13)

新市建設計画について、次のとおり提案する。

新市建設計画策定方針について、別紙のとおり提案する。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

新市まちづくり計画の策定方針について

(大町市・八坂村・美麻村新市建設計画)

1 目的

新市まちづくり計画(大町市・八坂村・美麻村新市建設計画)は、新市の「まちづくり」の指針となるもので、この計画に基づき新市の総合計画を策定することになります。

また、法定協議会の前段階として設置された大北地域任意合併協議会では、住民と行政がともに手を携えて「まちづくり」を進める協働の土台として、また長期的な行政運営の指針として新市将来構想を平成15年11月に策定しています。

このため、新市まちづくり計画は、合併特例法の規定を踏まえるとともに、新市将来構想を基本として策定します。

2 基本方針

新市まちづくり計画は、新市のソフト・ハード両面にわたるまちづくり全般に関する総合的な方針となるものです。

そのため、計画の策定にあたっては、次のことに配慮します。

(1)「まちづくり」の方向性の提示

新市の現状のみならず、将来の見通しなどを織り込むとともに、合併後の新市の将来像とそれを実現する施策の方向を示すことにより地域の展望を明らかにします。

(2)均衡ある発展の推進

ア． 新市の振興・一体感の醸成のため、それぞれの地域の特性を活かした計画とするとともに、新市全体が活性化する施策を盛り込みます。

イ． 既存の公共施設の活用やネットワーク化など、住民が日常の行政サービスを身近に受けられるための施策を盛り込みます。

ウ． 地域の特性やバランス等を考慮しながら、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、公共施設の適正配置と整備の方策を盛り込みます。

(3)「まちづくり」の仕組みの確立

地域の課題を地域自らが解決し、特色ある「まちづくり」を推進するため、新市における住民と行政の協働の仕組みを盛り込みます。

(4)健全な財政運営への配慮

新市の「まちづくり」のための事業は、合併特例法に基づく国や県の支援等を有効に活用するとともに、新市において健全な財政運営が行われるよう留意します。

(5)住民にわかりやすい表現

新市の将来像などについて住民がよく理解できるよう、わかり易い内容とします。

3 計画の内容

新市まちづくり計画は、概ね次に掲げる事項により構成します。

(1)市村の概要

ア．市村の現況 イ．主要指標の見通し

(2)計画の目的と期間

ア．計画の目的 イ．計画の期間（目標年次）

(3)計画の基本方針

ア．基本方針 イ．地域の課題と役割 ウ．まちづくりの将来像

(4)「まちづくり」の仕組みの確立

(5)新市の施策と合併後のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項（県事業を含む）

(6)公共施設の適正配置と整備に関する事項

(7)合併後の財政計画

4 計画の期間

新市が一体性を確立するまでに要する期間、また、合併特例債の活用期間を踏まえ、計画の期間は、合併年度およびこれに続く10年間とします。

5 策定スケジュール

- 2月 策定方針の検討、対象事業の調査
- 3月 策定方針の決定、新市まちづくり計画原案の作成、県との事前協議
- 4月 対象事業の精査、新市まちづくり計画（案）の作成
- 5月 県との本協議、新市まちづくり計画を協議会へ提案
- 6月 計画の公開、説明資料の作成、3市村議会へ説明、住民説明会の実施

町名・字名の取扱いについて(協議事項18)

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

町・字の区域及び名称は、大町市の区域については現行の区分とし、名称については「大字」の字句を削除する。八坂村の区域と名称については「八坂」とし、「大字菖蒲」は「八坂菖蒲」とする。美麻村の区域と名称については「美麻」とする。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	18 町名・字名の取扱い	関係項目	
調整の内容	町・字の区域及び名称は、大町市の区域については現行の区分とし、名称については「大字」の字句を削除する。八坂村の区域と名称については「八坂」とし、「大字菖蒲」は「八坂菖蒲」とする。美麻村の区域と名称については「美麻」とする。		

現 況			調整の具体的内容														
大町市	八坂村	美麻村															
大字数 4 大字大町 大字平 大字常盤 大字社	大字数 1 大字菖蒲 (昭和32年の編入合併に伴い、菖蒲地区のみ大字を設置)	大字数 なし	字の区域、名称については、その地域の歴史的・文化的な背景に配慮して、現行を存続することを原則とする。 大字の字句については、必ずしも表記を要さないことから除くものとする。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">大町市大字大町</td> <td style="width: 50%;">市大町</td> </tr> <tr> <td>大町市大字平</td> <td>市平</td> </tr> <tr> <td>大町市大字常盤</td> <td>市常盤</td> </tr> <tr> <td>大町市大字社</td> <td>市社</td> </tr> <tr> <td>八坂村</td> <td>市八坂</td> </tr> <tr> <td>八坂村大字菖蒲</td> <td>市八坂菖蒲</td> </tr> <tr> <td>美麻村</td> <td>市美麻</td> </tr> </table>	大町市大字大町	市大町	大町市大字平	市平	大町市大字常盤	市常盤	大町市大字社	市社	八坂村	市八坂	八坂村大字菖蒲	市八坂菖蒲	美麻村	市美麻
大町市大字大町	市大町																
大町市大字平	市平																
大町市大字常盤	市常盤																
大町市大字社	市社																
八坂村	市八坂																
八坂村大字菖蒲	市八坂菖蒲																
美麻村	市美麻																

町名・字名の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 260 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）

第 45 条 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があつたときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。

第 46 条 前条の更正をするには、附録第 10 号様式によつて、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

- 2 行政区画又は土地の名称の記載の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

第 80 条 市町村の区域の変更があつたときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

- 2 前項の規定によつて、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）

（職権による住民票の記載等）

第 12 条

- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）

（行政区画又はその名称の変更の場合における登記簿の記載の当然変更）

第 59 条 行政区画又ハ其名称ノ変更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル行政区画又ハ其名称ハ当然之ヲ変更シタルモノト看做ス字又ハ其名称ノ変更アリタルトキ亦同シ

先進事例

篠山市

4 町の区域内的町・字の区域及び名称は、従前のおりとする。

西東京市

町名の取扱いについては、2 市の町名は原則として現行のおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘 3 丁目に統合する。

さいたま市

町・字名は原則として現行のおりとする。ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整するものとする。

新潟市

黒埼町での意向を尊重し、また新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにすることとした。

潮来市

両町の字の区域及び名称は現行どおりとすることとした。

静岡市

町・字名は、原則として現行のおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。

町名・字名に関する実際の変更手続

過去の合併事例や先進法定合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続は、地方自治法第260条で「**町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき**」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届け出なければならないこととされている。

この手続は、「**市町村長の提案**」「**市町村議会の議決**」「**知事への届出**」「**知事の告示**」「**効力発生**」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行うと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後町名以下が変更されることになり、二度手間住民に多大な影響を及ぼすこととなってしまう。

こうしたことから、実際の手続は、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続は、合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能。)

ただし、長野県においては、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、当該届出の受理及び告示については、市町村に権限を移譲していますので、当該市町村自ら届出の受理及び告示をすることになる。

町名・字名の変更手続きの流れ (例)

年月日	事務手続き	関係法令
H14.8	関係市町村の議会において廃置分合の議決	
H14.10	県議会において廃置分合の議決	
	知事による廃置分合の決定	
H14.11	総務大臣告示	
H15.1 (合併日)	新市長職務執行者による「町・字の名称の変更」の専決処分	
	知事への届出	自治法260条
	知事の告示(効力発生)	自治法260条
新市初議会	専決処分の承認	

(注) 住居表示に関する法律第5条の2(町又は字の区域の新設等の手続きの特例)

[参考事項]

「町若しくは字の区域を新たに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。(30.12.6 行政実例)

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。(23.8.9 行政実例)

市町村の配置分合に際し、旧町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、自治法第 260 条の手続は不要である。(30.3.30 行政実例)

【手続不要の例】

郡	町			市	
郡	町大字	字 × ×		市大字	字 × ×

【手続を要する例】(新たな町名を画すると解釈される。)

郡	町			市	町
郡	町大字	字 × ×		市	町 × ×
				市	町字 × ×
				市	字 × ×

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第 260 条の手続が必要である。

財産区の取扱いについて(協議項目20)

財産区の取扱いについて、次のとおり提案する。

大町市、八坂村、美麻村において財産区はなく、合併後においても新たに財産区を設置しない。

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	20 財産区の取扱い	関係項目
調整の内容	大町市、八坂村、美麻村において財産区はなく、合併後においても新たに財産区を設置しない。	

現 況			留意事項
大町市	八坂村	美麻村	
なし	なし	なし	財産区は、独立の法人格をもつ特別地方公共団体であって、合併関係市町村の中に財産区がある場合、市町村の廃置分合の結果、財産区の区域が2以上の市町村の区域にわたることとなった場合や特段の事情がある場合を除き、そのまま新市に引き継がれる。

関係法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 294 条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

- 2 前項の財産又は公の施設に関し特に要する経費は、財産区の負担とする。
- 3 前 2 項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

各種事務事業の取扱いについて(協議事項25 - A)

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

事務事業番号	事務事業名	調整方針
A - 2 - 44	事務改善に関すること	合併時に大町市の例により統一する

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - A 各種事務事業の取扱い	事務事業名	A - 2 - 44 事務改善に関すること
調整方針	合併時に大町市の例により統一する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>「大町市事務改善研究委員会」</p> <p>【目的】 行政事務の能率的かつ合理的処理について必要な調査研究を行う。</p> <p>【任務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織機構の改善に関すること ・事務の能率化及び合理化に関すること ・事務事業の改善に関すること ・定数管理の適正化に関すること ・職制、職責及び職務権限に関すること ・その他事務改善に関すること <p>【組織】 委員会は、委員若干名をもって組織する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長は助役を充て、委員は吏員のうちから市長が任命する ・委員の任期は2年とする <p>【会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は委員長が招集する ・委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない 	<p>「八坂村行政事務改善委員会」</p> <p>【目的】 村の行政組織及び事務処理等行政運営の改善に関する事項を調査研究し、行政運営の能率的な執行を促進する。</p> <p>【調査研究項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織に関すること。 (2) 職務権限に関すること。 (3) 事務処理の改善に関すること。 (4) その他特に村長が調査研究を命じた事項に関すること。 <p>【組織】 ・委員会は、村吏員のうちから村長が任命した者(以下「委員」という。)をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員長は、助役を充て、委員長に事故あるときは総務課長が、その職務を代理する。 <p>【会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、委員長がこれを招集する。 ・委員会において、必要があると認めるときは、関係吏員等の出席を求め、意見を聴くことができる。 	<p>企画調整会議で実施している</p>	<p>新市において行政事務の効率化を図るため、更に事務改善を推進する必要がある。</p>

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【補助組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の研究を補助するため、専門調査研究委員会を置くことができる ・委員会の指定する事項について調査研究し、改善計画の原案を作成する ・吏員のうちから市長が任命する若干名 ・調査委員会委員任期は、調査研究の報告終了までとし、他の調査委員との重任を妨げない ・調査委員会に調査研究委員長を置き、事務改善研究委員のうち関係事務の主管委員があたる ・会議は委員長が召集し、調査研究委員長が総理する <p>【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長は、委員会の調査研究の結果及び改善案を市長に報告する <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の事務局は、総務部企画財政課に置く <p>【委員会開催経過等】</p> <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課での事務改善事項の検討 (12月下旬～1月下旬) ・事務改善研究委員会の開催 4回(1月下旬～3月中旬) ・市議会全員協議会への中間報告 (2月27日) ・市長への調査研究結果・事務改善案の報告 (3月28日) <p>【研究委員会名簿】</p> <p>助役、収入役、教育長、総務部長、民生部長、産業建設部長、水道部長、議会事務局長、教育次長、大町病院事務長、庶務課長、企画財政課長、市民課長、福祉課長、建設課長、観光課長、生涯学習課長</p>			

各種事務事業の取扱いについて(協議事項25 - D)

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

事務事業番号	事務事業名	調整方針
D - 1 - 86	精神障害者居宅介護等事務	現行どおりとする
D - 1 - 87	精神障害者短期入所事業	現行どおりとする
D - 1 - 88	精神障害者地域生活援助事業	新市において検討する
D - 1 - 89	精神障害者通院医療費公費負担承認申請等受付事務	現行どおりとする
D - 1 - 90	精神障害者保健福祉手帳交付申請等受付事務	現行どおりとする
D - 1 - 91	精神障害者社会復帰訓練事業(作業所)	精神障害者作業所「すずらん」を存続する
D - 1 - 93	遺族会事務	・組織は合併時に統合するよう調整する ・事務は合併時に大町市の例により統一する
D - 1 - 96	手話通訳派遣事業	合併時に大町市の例により実施する
D - 1 - 97	重度身体障害児者寝具クリーニング事業	合併時に大町市の例により実施する
D - 1 - 99	視覚障害者向テープ文庫吹込み事業	合併時に大町市の例により実施する
D - 1 - 100	点字事業	合併時に大町市の例により実施する
D - 1 - 103	障害児手当事務	現行どおりとする
D - 5 - 25	乳児健診	合併時に大町の例により統一する
D - 5 - 26	乳児一般健康診査	・合併時に大町市の例により統一する ・八坂村の先天性代謝異常検査助成金は合併時に廃止する
D - 5 - 27	母親・両親学級	大町市の例により存続する
D - 5 - 28	妊婦一般健康診査	・合併時に大町市の例により統一する ・八坂村の歯科検診助成は合併時に廃止する
D - 5 - 29	乳幼児相談	合併時に大町の例により統一する
D - 5 - 30	母子健康手帳交付	各支所に保健師を配属し、今の体制を存続する
D - 5 - 69	市民浴場の設置及び管理に関すること	現行どおりとする

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-1-86 精神障害者居宅介護等事務
調整方針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【目的】 精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助等のサービスを供与する。 対象者 市内在住の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持又は障害者年金受給者) 利用者負担額 世帯の生計中心者の所得に応じて決定。 1時間あたり0円～950円</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定。 ・利用申請受付。 ・申請者宅へ訪問調査。 ・決定または却下を決定し通知する。 ・利用者は利用者証をもって事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は、利用者に利用料の請求。 ・事業者へ補助金支払い。 <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による 国庫負担金 (在宅福祉事業費補助金)間接補助</p>	<p>【目的】 精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助等のサービスを供与する。 <対象者> 村内在住の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持又は障害者年金受給者) <利用負担額> 世帯の生計中心者の所得に応じて決定。 1時間あたり0円～950円</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定。 ・利用申請受付。 ・申請者宅へ訪問調査。 ・決定または却下を決定し通知する。 ・利用者は利用者証をもって事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は、利用者に利用料の請求。 ・事業者へ補助金支払い。 <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 村 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による 国庫負担金 (在宅福祉事業費補助金)間接補助</p>	<p>【目的】 精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図るため、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助等のサービスを供与する。 <対象者> 村内在住の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持又は障害者年金受給者) <利用負担額> 世帯の生計中心者の所得に応じて決定。 1時間あたり0円～950円</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定。 ・利用申請受付。 ・申請者宅へ訪問調査。 ・決定または却下を決定し通知する。 ・利用者は利用者証をもって事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は、利用者に利用料の請求。 ・事業者へ補助金支払い。 <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 村 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による 国庫負担金 (在宅福祉事業費補助金)間接補助</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-1-87 精神障害者短期入所事業
調整方針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【目的】 在宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 対象者 市内在住の精神障害者 利用者負担額 国庫補助基準単価（基準単価以下の飲食費相当額）により市が決定。</p> <p>【事務手順】 ・事業者の指定。 ・利用申請受付。 ・申請者宅へ訪問調査。 ・決定または却下を決定し通知する。 ・利用者は事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は、利用者に利用料の請求。 ・事業者へ補助金支払い。</p> <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による国庫負担金 （精神保健費等国庫負担（補助）金）間接補助</p>	<p>【目的】 在宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 対象者 村内在住の精神障害者 利用者負担額 国庫補助基準単価（基準単価以下の飲食費相当額）により村が決定。</p> <p>【事務手順】 ・事業者の指定。 ・利用申請受付。 ・申請者宅へ訪問調査。 ・決定または却下を決定し通知する。 ・利用者は事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は、利用者に利用料の請求。 ・事業者へ補助金支払い。</p> <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 村 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による国庫負担金 （精神保健費等国庫負担（補助）金）間接補助</p>	<p>【目的】 在宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 対象者 村内在住の精神障害者 利用者負担額 国庫補助基準単価（基準単価以下の飲食費相当額）により村が決定。</p> <p>【事務手順】 ・事業者の指定。 ・利用申請受付。 ・申請者宅へ訪問調査。 ・決定または却下を決定し通知する。 ・利用者は事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は、利用者に利用料の請求。 ・事業者へ補助金支払い。</p> <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 村 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による国庫負担金 （精神保健費等国庫負担（補助）金）間接補助</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-1-88 精神障害者地域生活援助事業
調整方針	新市において検討する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【概要】 精神障害者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 対象者 精神障害者グループホーム利用者。 利用者及び世話人の費用負担 家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費。</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定。 ・事業者は入居申込者から医師の意見書を徴収。 ・利用者は事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は入居開始に際し医師の診断書を添えて市へ入居報告。 ・事業者は入居終了に際し市へ退去報告。 ・事業者は、利用者に共通経費の請求。 ・事業者へ補助金支払い。 <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 市 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による国庫負担金 (精神保健費等国庫負担(補助)金)間接補助</p>	<p>【概要】 精神障害者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 対象者 精神障害者グループホーム利用者。 利用者及び世話人の費用負担 家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費。</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定。 ・事業者は入居申込者から医師の意見書を徴収。 ・利用者は事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は入居開始に際し医師の診断書を添えて村へ入居報告。 ・事業者は入居終了に際し村へ退去報告。 ・事業者は、利用者に共通経費の請求。 ・事業者へ補助金支払い。 <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 村 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による国庫負担金 (精神保健費等国庫負担(補助)金)間接補助</p>	<p>【概要】 精神障害者の自立生活を助長するため、地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 対象者 精神障害者グループホーム利用者。 利用者及び世話人の費用負担 家賃、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費。</p> <p>【事務手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定。 ・事業者は入居申込者から医師の意見書を徴収。 ・利用者は事業者と契約し、サービスを受給。 ・事業者は入居開始に際し医師の診断書を添えて村へ入居報告。 ・事業者は入居終了に際し村へ退去報告。 ・事業者は、利用者に共通経費の請求。 ・事業者へ補助金支払い。 <p>【負担割合】 国 1/2 県 1/4 村 1/4 長野県精神障害者等関係施設費補助金要綱による国庫負担金 (精神保健費等国庫負担(補助)金)間接補助</p>	<p>制度はあるが未実施、今後は施設整備の必要性あり</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事 務 事 業 名	D - 1 - 89 精神障害者通院医療費公費負担承認申請等受付事務
調 整 方 針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【目標】 精神障害者が通院による医療を受ける場合、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とした制度を利用するための患者票を長野県が発行するにあたり、その承認申請等の受付等を行う。</p> <p>【概要】 国基準に該当する精神障害者の通院医療費に対し助成される。</p> <p>【助成負担額】 通院医療費に要する費用のうち、「医療保険分と医療費の5%分」を除く費用。</p> <p>【事務手順】 ・医師診断書添付又は精神障害者保健福祉手帳の写し添付による申請を受理。 ・長野県大町保健所（長野県知事）へ進達。 ・県から申請結果（新規承認等）及び患者票受理。 ・患者票を申請者等へ交付。（但し、申請時に交付先を通院医療機関指定した場合は、県から直接通院医療機関へ交付される。）</p>	<p>【目標】 精神障害者が通院による医療を受ける場合、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とした制度を利用するための患者票を長野県が発行するにあたり、その承認申請等の受付等を行う。</p> <p>【概要】 国基準に該当する精神障害者の通院医療費に対し助成される。</p> <p>【助成負担額】 通院医療費に要する費用のうち、「医療保険分と医療費の5%分」を除く費用。</p> <p>【事務手順】 ・医師診断書添付又は精神障害者保健福祉手帳の写し添付による申請を受理。 ・長野県大町保健所（長野県知事）へ進達。 ・県から申請結果（新規承認等）及び患者票受理。 ・患者票を申請者等へ交付。（但し、申請時に交付先を通院医療機関指定した場合は、県から直接通院医療機関へ交付される。）</p>	<p>【目標】 精神障害者が通院による医療を受ける場合、医療費を助成することにより健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とした制度を利用するための患者票を長野県が発行するにあたり、その承認申請等の受付等を行う。</p> <p>【概要】 国基準に該当する精神障害者の通院医療費に対し助成される。</p> <p>【助成負担額】 通院医療費に要する費用のうち、「医療保険分と医療費の5%分」を除く費用。</p> <p>【事務手順】 ・医師診断書添付又は精神障害者保健福祉手帳の写し添付による申請を受理。 ・長野県大町保健所（長野県知事）へ進達。 ・県から申請結果（新規承認等）及び患者票受理。 ・患者票を申請者等へ交付。（但し、申請時に交付先を通院医療機関指定した場合は、県から直接通院医療機関へ交付される。）</p>	<p>国の制度に基づく事務であり3市村同一</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 1 - 90 精神障害者保健福祉手帳交付申請等受付事務
調整方針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【概要】 精神に障害を持つ人が各種サービスを受けるための福祉手帳を長野県が発行するにあたり、その交付申請等の受付等を行う。</p> <p>【対象者】 国基準に該当する精神障害者に対し交付される</p> <p>【事務手続】 ・医師診断書添付又は年金証書等の写し添付による申請を受理。 ・長野県大町保健所（長野県知事）へ進達。 ・県から申請結果（交付決定等）及び手帳受理。 ・手帳を申請者等へ交付。</p>	<p>【概要】 精神に障害を持つ人が各種サービスを受けるための福祉手帳を長野県が発行するにあたり、その交付申請等の受付等を行う。</p> <p>【対象者】 国基準に該当する精神障害者に対し交付される</p> <p>【事務手続】 ・医師診断書添付又は年金証書等の写し添付による申請を受理。 ・長野県大町保健所（長野県知事）へ進達。 ・県から申請結果（交付決定等）及び手帳受理。 ・手帳を申請者等へ交付。</p>	<p>【概要】 精神に障害を持つ人が各種サービスを受けるための福祉手帳を長野県が発行するにあたり、その交付申請等の受付等を行う。</p> <p>【対象者】 国基準に該当する精神障害者に対し交付される</p> <p>【事務手続】 ・医師診断書添付又は年金証書等の写し添付による申請を受理。 ・長野県大町保健所（長野県知事）へ進達。 ・県から申請結果（交付決定等）及び手帳受理。 ・手帳を申請者等へ交付。</p>	<p>国の制度に基づく事務であり3市村同一</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-1-91 精神障害者社会復帰訓練事業（作業所）
調整方針	精神障害者作業所「すずらん」を存続する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【目的】 回復途上にある在宅精神障害者に対して通所の場を確保し、医学的管理のもとに生活指導、作業訓練を行い、精神障害者の社会復帰の促進を図る。</p> <p><対象者> 病院等において治療の結果、回復途上にある在宅の精神障害者で治療を受けている者</p> <p>【事務手順】 ・申請書等の提出 ・申請の内容を審査及び実習・調査を行い決定する</p> <p>【負担割合】 県 1 / 2 市 1 / 2 精神障害者社会復帰訓練事業補助金交付要綱による県単補助</p> <p>大町市総合福祉センター内に大町市障害者共同作業所「すずらん」として設置 作業内容は、再生封筒作成・藍染・文書の折込等を実施している。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-1-93 遺族会事務
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・組織は合併時に統合するよう調整する ・事務は合併時に大町市の例によりを統一する 		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<ul style="list-style-type: none"> ・遺族会は自主運営 ・県遺族大会及び県戦没者追悼式参加に当たっては、市バスの運行と職員が随行 ・市主催戦没者追悼式の挙行 ・各地区で開催の戦没者慰霊祭に列席 ・市団体助成金 20,000円 ・会員数 450名 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は社協で担当している ・会の事業として靖国神社参拝を定期的(3年に1回)に行っている。 ・実施年度に400,000円助成(村 社協 遺族会) ・会の事業として慰霊祭を定期的に(3年に1回)実施 ・会員数 50名 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は保健福祉課で担当している ・会の事業として靖国神社参拝を(隔年)実施している。 ・実施年度に村から200,000円助成(バス代相当分) ・忠魂碑の清掃(毎年) ・村主催戦没者追悼式の挙行(隔年) ・会員数 48名 	同一目的を持った公共的団体である

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事 務 事 業 名	D - 1 - 96 手話通訳派遣事業
調 整 方 針	合併時に大町市の例により実施する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【目的】 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため手話通訳者を派遣する。</p> <p>【対象者】 聴覚及び音声言語に障害を有する者で日常の会話が不可能であり、かつ手話を解せる者がやむをえない事情により手話通訳を必要とする時。</p> <p>【事務手順】 申請書受理 介護券を交付 事業実施介護券により手話通訳者に報酬及び交通費の支払</p> <p>【負担割合】 市費 1 / 2 県費 1 / 2</p>	未実施	未実施	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事 務 事 業 名	D - 1 - 97 重度身体障害児者寝具クリーニング事業
調 整 方 針	合併時に大町市の例により実施する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>* 重度身体障害児者のみの内容を記載</p> <p>【目的】 在宅の重度身体障害児者が使用している寝具をクリーニングし、より快適な環境のもとで生活を送ることにより福祉の増大を図るため、その費用の一部を扶助する。</p> <p>【内容】 対象者1人につき敷布団、掛布団、毛布各1枚を限度とし、当該年度中2回以内の扶助を受けることが出来る。</p> <p>【扶助額】 区分A 生活保護世帯 5,800円 区分B 生計中心者の前年分の所得税非課税世帯 3,500円 区分C 生計中心者の前年分の所得税課税世帯 2,500円</p> <p>【対象者】 在宅の身体障害者手帳の交付を受けた者のうち2級以上に該当する者。</p> <p>【事務手順】 申請受付 寝具クリーニング券交付 券利用後、業者から請求 支払</p>	未実施	未実施	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 1 - 99 視覚障害者向テープ文庫吹込み事業
調整方針	合併時に大町市の例により実施する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【内容】 視覚障害者用テープ文庫を大町市朗読グループ「かっこう」に依頼し吹き込みをおこなう。 市立図書館のテープ文庫の充実を図る</p>	未実施	未実施	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 1 - 100 点字事業
調整方針	合併時に大町市の例により実施する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【内容】 各種大会用資料、テープ図書の目録等の点訳を点訳ほたるの会に依頼し実施。</p> <p>広報おおまち（暮らしの案内板） JR時刻表 バス時刻表 カレンダー 選挙公報 駅等公共施設の案内板</p>	<p>【目的】 点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資する。</p> <p>【給付対象者】 情報の入手を点字によっている視覚障害児</p> <p>【給付の限度】 点字図書で年間6タイトル、24巻を限度とする。</p> <p>【フローチャート】 給付図書発行証明書送付依頼（対象者児及び保護者） 点字図書の給付対象児として登録給付申請 給付図書発行証明書 給付図書発行証明書を添えて給付申請 給付図書発行証明書に自己負担金を沿えて送付依頼 図書送付 給付の承認（給付図書発行証明書に承認印）点字出版施設 公費負担額を請求 支払い 村 点字図書給付台帳に対象児及び申請者を搭載し整備</p>	<p>【目的】 点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資する。</p> <p>【給付対象者】 情報の入手を点字によっている視覚障害児</p> <p>【給付の限度】 点字図書で年間6タイトル、24巻を限度とする。</p> <p>【給付方法】 給付図書発行証明書送付依頼（対象者児及び保護者） 点字図書の給付対象児として登録給付申請 給付図書発行証明書 給付図書発行証明書を添えて給付申請 給付図書発行証明書に自己負担金を沿えて送付依頼 図書送付 給付の承認（給付図書発行証明書に承認印）点字出版施設 公費負担額を請求 支払い 村 点字図書給付台帳に対象児及び申請者を搭載し整備</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 1 - 103 障害児手当事務
調整方針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【概要】 県事業であり、支給対象者の調査事務及び支給事務を市町村に委託し実施。委託料は支給対象人員1人に対し50円(雑入)。</p> <p>【内容】 毎年8月1日を基準日とし6月以上長野県内に住所を有する20歳未満の特別児童扶養手当1級の障害を有する者で知事が認定し者に対して支給する。ただし、障害児福祉手当を受給している者は対象外。 手当額 年額 20,000円</p> <p>【事務手順】 調査の委託、調査実施 申請所等書類の受付 手当支払</p> <p>手当は福祉事務所長義口座に入金(一般会計は通さない) 該当者30名</p>	<p>【概要】 県事業であり、支給対象者の調査事務及び支給事務を委託され実施。</p> <p>【内容】 毎年8月1日を基準日とし6ヶ月以上長野県に住所を有する20歳未満の特別児童扶養手当1級の障害を有する者で知事が認定した者に対して支給する。ただし、障害児福祉手当を受給している者は対象外。 手当額 年額 20,000円</p>	<p>【概要】 県事業であり、支給対象者の調査事務及び支給事務を委託され実施。</p> <p>【内容】 毎年8月1日を基準日とし6ヶ月以上長野県に住所を有する20歳未満の特別児童扶養手当1級の障害を有する者で知事が認定した者に対して支給する。ただし、障害児福祉手当を受給している者は対象外。 手当額 年額 20,000円</p> <p>平成15年度対象者：なし</p>	<p>県の制度に基づく事務であり3市村同一</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 5 - 25 乳児健診
調整方針	合併時に大町の例により統一する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>(委託先) 大北医師会</p> <p>(内容) 4ヵ月児健診 新生児訪問時やカレンダーにて日程を周知 毎月1回4ヵ月児を対象に健診を実施 身体計測、医師による診察、発達チェック、検査説明、離乳食指導、母が子の発達成長を見て、育児していくための学習を実施</p> <p>(スタッフ) 医師、保健師、看護師、栄養士、事務者</p> <p>未受診者は勧奨し、翌月受診してもらう。</p>	<p>(委託先) 大北医師会、大北歯科医師会</p> <p>(回数) 隔月1回(偶数月) *注意: 4・7・10ヶ月・1歳・1歳半・2歳・3歳児健診を、一括して行う</p> <p>(内容) 問診、身体計測、発達チェック、内科診察、歯科検診、虫歯予防、栄養相談、保健指導</p> <p>(スタッフ) 保健師(村2名・美麻・在宅)、嘱託栄養士、在宅栄養士、在宅歯科衛生士、医師、歯科医師、事務者</p>	<p>(委託先) 大北医師会</p> <p>(回数) 隔月1回(奇数月) *注意: 4・7・10ヶ月・1歳・1歳半・2歳・3歳児健診を、一括して行う</p> <p>(内容) 問診、身体計測、発達チェック、内科診察、虫歯予防、栄養相談、保健指導</p> <p>(スタッフ) 保健師(村2名・八坂)、在宅栄養士、在宅歯科衛生士、医師</p>	<p>全域を対象として大町市保健センターで実施する</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-5-26 乳児一般健康診査
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に大町市の例により統一する ・八坂村の先天性代謝異常検査助成金は合併時に廃止する 		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>(委託先) 社団法人 長野県医師会</p> <p>(内容) 乳児期(概ね3~11ヶ月)に受ける健康診査を1回分助成する。 出生届が出されたとき、市民課戸籍担当で発行する。医療機関(県内のみ)で受診時に提出して健診を受ける。 結果は、料金請求とともに1か月分ごと国保連より送付される。</p>	<p>(委託先) 社団法人 長野県医師会</p> <p>(内容) 乳児期(概ね3~11ヶ月)に受ける健康診査を1回分助成する。 出生届が出されたとき、住民課で発行する。医療機関(県内のみ)で受診時に提出して健診を受ける。 結果は、料金請求とともに1か月分ごと国保連より送付される。</p> <p>先天性代謝異常検査助成金交付 (内容) 出生時実施する先天性代謝異常検査採血料2,800円の助成 (方法) 妊娠届出時に申請用紙を交付。出生後住民課に提出してもらう</p>	<p>(委託先) 社団法人 長野県医師会</p> <p>(内容) 乳児期(概ね3~11ヶ月)に受ける健康診査を1回分助成する。 出生届が出されたとき、総務課受付で渡す。医療機関(県内のみ)で受診時に提出して健診を受ける。 結果は、料金請求とともに1か月分ごと国保連より送付される。</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 5 - 27 母親・両親学級
調整方針	大町市の例により存続する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>(名称) 両親学級</p> <p>(内容) 健康な子供を出産するために、妊娠中の身体の変化を知り、健康に過ごすための学習を行う。また、仲間づくりの場とする。</p> <p>(開催時期) 計4回の内容を4コースで実施 年3回歯科検診実施</p> <p>(開催内容) 妊娠しての体はどう変化したか 赤ちゃんの正期産の重要性 健診での意味 赤ちゃんの体について</p> <p>(スタッフ) 保健師、栄養士</p> <p>(自己負担額) 500円 資料材料費</p>	未実施	未実施	全域を対象として大町市保健センターで開催する

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 5 - 28 妊婦一般健康診査
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に大町市の例により統一する ・八坂村の歯科検診助成は合併時に廃止する 		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>(委託先) 社団法人 長野県医師会</p> <p>(発行) 保健センターの窓口にて妊娠届出時、母子手帳交付とともに、前期・後期各1枚ずつ交付(35歳以上の妊婦はプラス1回分、エコー検査が無料)(4~5ヶ月位と6~10ヶ月位の2枚分)</p> <p>(受診) 医療機関にて受診時に提出し、健診を計2回無料で受けられる。 受診後の結果処理及び健診料金の請求支払いについて 結果は料金請求とともに1か月分ごと国保連より送付される。</p>	<p>(委託先) 社団法人 長野県医師会</p> <p>(発行) 住民課の窓口にて妊娠届出時、母子手帳交付とともに、前期・後期各1枚ずつ交付(35歳以上の妊婦はプラス1回分、エコー検査が無料)(4~5ヶ月位と6~10ヶ月位の2枚分)</p> <p>(受診) 医療機関にて受診時に提出し、健診を計2回無料で受けられる。 受診後の結果処理及び健診料金の請求支払いについて 結果は料金請求とともに1か月分ごと国保連より送付される。</p> <p>妊婦一般健康診査料助成 (方法) 住民課の窓口にて妊娠届出時に発行。 医療機関で証明してもらい住民課に提出。 (内容) 妊婦一人につき2,000円×5回分</p>	<p>(委託先) 社団法人 長野県医師会</p> <p>(発行) 保健センターの窓口にて妊娠届出時、母子手帳交付とともに、前期・後期各1枚ずつ交付(35歳以上の妊婦はプラス1回分、エコー検査が無料)(4~5ヶ月位と6~10ヶ月位の2枚分)</p> <p>(受診) 医療機関にて受診時に提出し、健診を計2回無料で受けられる。 受診後の結果処理及び健診料金の請求支払いについて 結果は料金請求とともに1か月分ごと国保連より送付される。</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-5-29 乳幼児相談
調整方針	合併時に大町の例により統一する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>育児相談 母親が育児不安を解消し、健全に育児に取り組める。</p> <p>(時期)月1回 受付Am9:30~11:00 (対象)乳幼児(自主的来所、経過観察児等) (内容)身体計測、栄養相談、発達チェック,その他相談 (スタッフ)保健師、栄養士</p> <p>10ヶ月児相談 (時期)月1回(月末頃) (対象)10ヶ月児 (内容)身体計測、発達チェック、生活リズム,離乳食、口腔衛生について、相談 (スタッフ)保健師、栄養士、歯科衛生士、事務者</p>	<p>相談日等は設けていない。 すこやかひろば、乳幼児健診等の事業時や、役場、電話などで随時受け付けている。</p>	<p>育児相談室 母親が育児不安を解消し、安心して育児に取り組める。</p> <p>(時期)隔月1回 受付Am10:00~12:00 (対象)乳幼児(自主的来所、経過観察児等) (内容)身体計測、栄養相談、発達チェック,その他相談 実施日の午後は保健センターを開放し交流の場とする (スタッフ)保健師、必要に応じて栄養士</p>	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D - 5 - 30 母子健康手帳交付
調整方針	各支所に保健師を配属し、今の体制を存続する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
保健センターの窓口にて対応 妊婦一般健康診査と同様（両親学級のお知らせ、妊婦一般健康診査ほか資料配布、説明等併せて実施）	妊娠届提出時に役場（住民課）の窓口で交付 妊婦一般健康診査補助金申請書（県・村分） 妊婦歯科検診受診表 先天代謝異常検査受診票 子育てサークル案内 その他 資料・パンプ等を説明、配布	妊娠届出時に、役場窓口で交付。	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-D 各種事務事業の取扱い	事務事業名	D-5-69 市民浴場の設置及び管理に関すること
調整方針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>(目的)市民の健康保持の増進のため、大町市民浴場の設置及び管理について必要な事項を定める。 (使用時間)午前9時~午後7時 (休日)毎週火曜日 (使用料) 大町市民 大人 200円、小人 100円 大町市民以外のもの 大人 300円、小人 150円 平成14年度利用状況 利用者数 49,536人 使用料収入 9,486,920円</p> <p>(委託先)大北森林組合</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>H16 に仮称「コミュニティー施設」として建替え予定。</p>

議題 1 1

各種事務事業の取扱いについて(協議事項25 - H)

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

事務事業番号	事務事業名	調整方針
H - 2 - 38	姉妹都市スポーツ交流に関すること	現行どおりとする
H - 2 - 74	芸術文化協会	組織については、合併時に統合するよう調整する

平成16年2月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - H 各種事務事業の取扱い	事務事業名	H - 2 - 38 姉妹都市スポーツ交流に関すること
調整方針	現行どおりとする		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【姉妹都市交流（体育協会事業）】</p> <p>目的 姉妹都市の立川市とのスポーツ交流事業を市から委託され、加盟団体によるスポーツ交流を実施することで、姉妹都市としての親交をより一層深める。</p> <p>概要 平成 14 年度交流実績 派遣 大町市卓球連盟 受入 立川市山岳連盟 予算 平成 14 年度当初予算 250 千円 スポーツ少年団の交流 スポーツ少年団の育成参照</p>	該当なし	該当なし	

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25 - H 各種事務事業の取扱い	事務事業名	H - 2 - 74 芸術文化協会
調整方針	組織については、合併時に統合するよう調整する		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【名称】 大町市芸術文化協会</p> <p>【目的】 地域における芸術文化に関する団体の相互の連携等により文化活動の推進と普及をはかる。</p> <p>【役員】 会長1名、副会長1名、事務局長1名、部長2名、常任委員:若干名、会計1名、代議員:各団体1名、編集委員3名、監事2名</p> <p>【任期】 1期2年</p> <p>【会議】 総会(定期・臨時) 各部会・常任委員会・代議員会・編集委員会</p>	<p>【名称】 八坂村芸術文化協会</p> <p>【目的】 地域における芸術文化団体並びに個人相互の連絡調整を図りながら、文化、芸術の発展・普及活動の推進と、後継者の育成等を行う。</p> <p>【役員】 会長1名、副会長2名、理事:加盟団体から各1名、評議員:加盟団体から各2名、監事2名、顧問若干名</p> <p>【任期】 1期2年(平成14年度役員改選)</p> <p>【会議】 理事会及び芸術文化フェスティバル実行委員会 総会(評議員会)</p> <p>【会計関係】 芸術文化協会事務会計及び補助金請求等</p>	<p>【名称】 美麻村芸術文化協会</p> <p>【目的】 村内における芸術文化団体並びに個人相互の連絡調整を図りながら、文化、芸能の発展・普及活動の推進と後継者の育成などに寄与し、村民に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、豊かな人間性を養い育てることを目的とする。</p> <p>【役員】 会長1名、副会長2名、理事:若干名、評議員:組織団体より各1名、監事2名、幹事若干名、顧問若干名</p> <p>【任期】 2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>【会議】 総会 理事会</p>	<p>同一目的を持った公共的団体である</p>

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
<p>【加盟団体】(平成15年度)</p> <p>舞台芸能部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ザ・シャイニング・ホワイトキャッツ・俵町花舞会 ・藤葉会・藤踊会・藤扇会・之紀会・内田流:翠美会 ・大町琴城会・箏曲:五葉会・大町混声合唱団 ・佐藤尚武&6ビート・日本吟詠:誠光会 ・凌雲流吟道会大町支部・黒部剣詩舞・菊水流日本吟道会 ・クアッパフラメンコ ・日本詩吟学院岳風会:松本筑摩岳風会大町教室 <p>美術文芸部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大町美術会・仁科書道会・しあるの会・日習仁科支部 ・陶愛クラブ・煎茶道:方円流 <p>【補助金等】</p> <p>平成15年度補助金 250千円</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体の文化活動における成果の展示並びに発表会の後援 ・必要に応じ各種の展覧会・講演会・講習会・研究会・鑑賞会等の主催また後援 ・情報の交換及び機関紙の発行 	<p>【八坂村芸術文化協会加盟団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハムクラブ・城峰短歌会・ふれあいクラブ・陶芸クラブ ・青竜太鼓保存会・岳東書道会・向日葵クラブ ・てまり銀松会・ちぎり絵愛好会・籐の会・菊愛好会・押絵の会 <p>【補助金等】</p> <p>平成15年度村補助金 775千円</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各芸術文化団体の連絡協調、普及及び後継者育成 ・知識、技術の向上、普及のための調査研究、並びに講習会、講演会、鑑賞会等の開催 ・各種行事及びイベント等への参加、協力 	<p>【美麻村芸術文化協会加盟団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源流美麻太鼓保存会・村歌、音頭保存会・将棋クラブ ・大正琴紅鶴・琴の会麻の葉・詩吟誠光会 ・カラオケ同好会・バンドユーワンガラス ・あすなる会・青具編み物教室・青具フラワー教室 ・二重お花クラブ・大塩生け花・千見書道クラブ ・俳句、短歌の会・睦会・趣味の会 <p>【補助金等】</p> <p>平成15年度村補助金 400千円</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各芸術文化団体の連携調整、普及及び後継者の育成 ・知識、技術の向上、普及のための調査研究並びに講習会、講演会等指導助言 ・各種行事及びイベント等への参加、協力 	

議題 12

小委員会での協議について

協議会に設置した小委員会での協議について次のとおり提案する。

協議会に設置した新市名称等検討小委員会、新市慣行等検討小委員会及び議会運営等検討小委員会において、別紙項目についての調査・検討を求める。

平成16年 2月27日提出

大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

(別紙)

小委員会協議項目

各小委員会において次の項目について調査・検討し、順次協議会に報告するものとする。

小委員会名	協議項目		報告予定時期
新市名称等検討小委員会	新市の名称に関する事	選定方法に関する事	平成16年4月
		名称に関する事	平成16年6月
	新市の市章に関する事		平成16年7月
	新市のシンボルに関する事		
新市慣行等検討小委員会	市民憲章に関する事		平成16年7月
	宣言に関する事		
	表彰・叙勲に関する事		
	友好都市・姉妹都市提携に関する事		
	その他新市の慣行に関する事		
議会運営等検討小委員会	議員定数に関する事		平成16年7月
	議会運営に関する事		

参考 小委員会委員構成

小委員会名	大町市	八坂村	美麻村
新市名称等検討小委員会	浅見 昌敏	小林 英樹	小林 忠夫
	相模 一男	吉原 一八	下條 秀則
	平林 喜人	勝野 貞好	小林 勝則
		北原 和好	
新市慣行等検討小委員会	川上 守孝	仁科 武	小林 忠夫
	遠藤 徹雄	松下 忠晃	清水 一徳
	荒澤 靖	内山善次郎	柳沢 勇
	松澤 郁子	北沢三恵子	酒井 千里
議会運営等検討小委員会	諏訪 光昭	勝野 一由	北沢 幸忠
	浅見 昌敏	小林 英樹	松倉 悦美